

令和3年度 教養学部学生対象の民間団体奨学金申込要項（留学生は除く）

○ 民間団体奨学金学内選考申込みの流れ

奨学金申込書（学内選考用）提出 → 学内選考 → 内定 → 奨学財団へ推薦 → 奨学財団にて選考 → 結果通知 → 採用手続き

- ① 申込書(学内選考用)には、希望奨学会を10団体まで記入できますが、推薦できるのは1人に1団体のみです。希望する奨学会の中で、**一番早い申込締切日（募集奨学会一覧参照）**までに必要書類を窓口へ提出して申し込んでください。
- ② 学内選考においては、学力及び家計による書類選考を行い、各申込締切日から1週間以内に**推薦内定者にのみ電子メール又は電話で連絡**します。（内定しなかった学生には連絡しません。）推薦内定者となった学生に面接を実施した上で、本学の推薦者を決定します。申込書には確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。（PCからのメール受信ができるメールアドレスでご自身が普段よく使っているアドレスを記入してください。）
- ③ 推薦内定者には、推薦する奨学会の募集要項一式を渡しますので、指定された日までに必要書類を準備してください。各奨学会は経済状況等の他に面接や課題文などにより選考の上、採用者を決定します。大学からの推薦者が必ず採用されるわけではありません。

○ 年収の目安（父母の合計収入）

各奨学会には推薦人数枠がありますので、該当者全員を推薦することは出来ません。申請条件・学力基準を満たした者のうち家計困難度の高い学生を推薦します。

《 給与型奨学金 》

父母の給与合計収入が800万円（所得の場合は400万円）を超えるとほとんど推薦例がありません。

※ 1年生は申込み者が多く、500万円(所得の場合は250万)を超えると推薦内定者に選出される可能性が低いです。2年生以上は過去に給付型奨学金の大学推薦を受けていない学生を優先します。

《 貸与型奨学金 》

父母の給与合計収入が1,200万円（所得の場合は600万円）程度まで推薦例があります。

※ 無利子です。日本学生支援機構奨学金の第1種が停止になってしまう給付奨学生や併用希望者、第2種（有利子）になってしまう方は検討してみてください。

○ 申込方法（必要書類を教養学部学生支援課奨学資金チームに持参、または郵送で申し込んでください。）

持参する場合	教養学部等学生支援課奨学資金チーム (アドミニストレーション棟1階7番窓口 月～金 10:00～16:00)	TEL 03-5454-6076 FAX 03-5454-4312 アドレスに間違いがあり訂正しました。
郵送する場合 (申込締切日必着)	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学教養学部等学生支援課奨学資金チーム 封筒に「民間団体奨学金申込書在中」と記載し 簡易書留 で郵送してください。	s-shikin.c(アットマーク)gs.mail.u-tokyo.ac.jp 問い合わせの際は学生証番号と氏名を明記すること。

○ 提出書類

(1) 奨学金申込書 (学内選考用)	HPよりダウンロードしてください。下記「奨学金申込書の記入方法」を参照の上、 学生本人が記入 してください。
(2) 成績証明書	1年生→ 出身高校の調査書（成績証明書では不可） 発行に日数がかかる場合があります。早めに高校に依頼してください。 2年生以上→成績証明書（4月以降に自動発行機で発行したもの、またはUTASの成績表をプリントしたもの）
(3) 所得関係書類 (両親について提出) マイナンバーが表記されている場合は読み取り不可能となるよう黒塗りの後にコピーを取って提出してください。	○給与所得者 →令和2年分源泉徴収票の写し (令和元年12月以降に現勤務先に就職した者は現職の年収見込証明書又は給与明細書3ヵ月分の写し) ○商工農林業所得者等→令和2年分確定申告書（第一表と第二表、あれば第三表も）の写し ○年金受給者 →最新の支払通知書、改定通知書等の受給額を証明できる書類の写し ※遺族年金、障害年金等の非課税年金を含む。 ○その他 →雇用保険受給者は雇用保険受給資格者証の写し。生活保護、児童手当、傷病手当等受給者はその金額が証明できる書類。他からの援助等がある場合はその金額が証明できる書類。 ○無収入の場合（配偶者の扶養親族になっている場合は不要） 市区町村長発行の所得証明書（所得金額が0と書かれたもの）、退職証明書、無職申立書など ※ 年収見込証明書、無職申立書は授業料免除申請で使用したもののコピーでも可

《 奨学金申込書の記入方法 》

- ① 希望奨学会名
 - 希望順に10団体まで記入してください。（第1希望者や単願者が優先されるということはありません。）他奨学会との重複「可」と「不可」を合わせて申し込んでかまいません。但し現在奨学金を受給している方や予約奨学生として内定している方、他に出席中(予定)の方は「重複不可」の奨学会は申し込まないでください。
 - 学力基準適格者のうち家計困難度の高い学生を推薦します。
 - 募集奨学会一覧以外の奨学会から急募があった場合は「他の奨学会に欠員があった場合」の欄で「希望する」を選んでる学生の中から選考し推薦します。
- ② 「給与の収入金額（税込）」欄に記入する収入金額
 - 給与所得者は「源泉徴収票の支払金額」を記入してください。
令和元年12月以降に現勤務先に就職した方は年収見込証明書の発行を受けその金額記入してください。年収見込証明書が準備出来ない場合は最近3ヵ月の平均月収を基に、正職員の場合は15ヵ月分、パート・派遣社員の場合は12ヵ月分を記入してください。退職した勤務先の収入は記入不要です。
 - 年金、生活保護費、児童手当、傷病手当等を受給している場合は1年間（12ヵ月分）の受給金額
 - 雇用保険受給者は「基本手当（日額）×給付日数」
- ③ 「給与以外の所得金額（税込）」欄に記入する所得金額
 - 商工農林業、不動産、利子、配当、謝金等による所得は「確定申告書の所得金額」
 - その他確定申告をしていない所得は証明書に基づいた金額
- ④ 両親が無職の場合は、資産の有無や生活方法・生活費の出処について説明してください。
- ⑤ 奨学金の申請・受給（内定を含む）状況を記入してください。虚偽記載があった場合は推薦候補者の身分を取り消します。
- ⑥ クラブ活動、ボランティア活動など学業以外で打ち込んでいる（いた）ことについて記入してください。

○ 注意事項

- ① 各奨学会が行う採用候補者の面接(平日の昼間に行われることが多い)は、**必ず出席**してください。欠席した場合は、奨学生候補者としての資格を失うことになります。
- ② 面接は**きちんとした服装（スーツ等）**で臨んでください。男女を問わず染髪、男性の長髪やヒゲなど奨学生として相応しくない身なりと判断された場合は採用されないことがあります。また採用後でも不適格者として除名される場合がありますので留意してください。
- ③ 現在奨学金を受給している方、予約奨学生として内定している方、直接応募の奨学金に応募予定の方は、その奨学会が他奨学金との併給を認めているか確認してから申し込んでください。
- ④ 奨学生に採用されると一般的に**奨学金の領収書提出、成績・生活状況報告書、会報誌への投稿、奨学生懇談会や合宿などへの参加**が義務付けられます。これらの奨学生の義務を必ず履行することを承諾した上で申し込んでください。（義務を果たさない奨学生が除名され、その奨学会へ推薦できなくなるということが起きています。）